

奈良県景観計画に定める景観形成の基準

この基準は、全ての項目が一律に適用されるのではなく、行為地における景観の現状や行為の内容により、適用される項目が異なることがあります。

また、以下の(ア)～(ウ)のいずれかに該当する行為で、奈良県景観審議会の意見を聴いた上、当該行為が景観形成に資すると認められるものについては、この基準によらないことができます。

(ア) 建築物等の色彩やデザインなどの質が高く、周辺の景観形成を先導することが期待されるもの

(イ) 既に整備が行われ、地域のランドマークとして県民に親しまれているものの増築又は改築、外観の変更

(ウ) その他特別に配慮する必要があるもの

○一般区域・広域幹線沿道区域 (一般区域と広域幹線沿道区域の景観形成の基準は、次の内容です。)

行為	事項	基準	
共通		1 景観上重要な山々や丘陵、歴史的な遺産等に対する主要な視点場※1からの眺望に配慮すること。 2 地域の個性を尊重し、地域の景観に与える違和感や雑然さを軽減するよう努め、地域全体として調和のとれたものとなるよう配慮すること。 3 行為地内に複数の建築物、工作物等を設ける場合は、全体として調和のとれたものとなるよう配慮すること。	
建築物の新築又は移転等	配置、規模及び高さ	(一般区域及び広域幹線沿道区域) 1 良好な周辺景観との調和に配慮した配置、規模及び高さとする。こと。 2 山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないよう配慮した配置及び高さとする。こと。 3 歴史的な街並み等街路景観が整っている地域にあっては、周辺との連続性に配慮した配置とする。こと。 その他の地域にあっては、原則として、道路の境界線から1m以上後退した配置とする。こと。 4 行為地の周辺に山林等樹木が多くある場合は、周辺の樹木の高さに配慮した高さとする。こと。 5 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用する。こと。 (広域幹線沿道区域) 6 塔屋等は、道路の軸線方向の遠景に配慮した配置、規模及び高さとする。こと。	
	形態及び意匠	(一般区域及び広域幹線沿道区域) 1 良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とする。こととともに、建築物全体としてバランスのとれた形態及び意匠とする。こと。 2 歴史的街並みや集落又はこれらの地域及び歴史的な遺産の周辺にあっては、できる限り勾配屋根とする。こと。 3 道路等の公共の場所に面する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせないよう配慮した形態及び意匠とする。こと。 4 外壁又は屋上など外部に設ける建築設備※2は、原則として、露出させないようにすること。やむを得ず露出させる場合には、建築物本体及び良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とする。こと。 5 屋外階段、ベランダ等を設ける場合は、これらを含む建築物全体の調和に配慮する。こと。 6 外観に光源等の装飾を施す場合は、使用する位置や量等に配慮する。こと。 商業地域以外の地域にあっては、その光源等が形成する面積が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の5分の1を超えないこと。 (広域幹線沿道区域) 7 塔屋等は、道の軸線方向の遠景に配慮した形態及び意匠とする。こと。	
	色彩	1 色彩は、別に定める色彩に関する景観形成の基準(表1・3)に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮する。こと。 2 多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに配慮する。こと。	
	素材	1 良好な周辺景観との調和に配慮した素材を使用し、特に反射光のある素材を使用する場合は使用する位置や量等に配慮する。こと。 2 歴史的街並みや集落の整っている地域又はこれらの地域及び歴史的な遺産の周辺にあっては、地域の景観特性を特徴づけている伝統的素材(木、土、漆喰等)の活用に配慮する。こと。	
	緑化	1 行為地が道路に面する部分は、出入口、門、塀等を設置する部分を除き、樹木等により緑化し、かつ、行為地内の緑化面積※3は行為地面積の3%以上とする。こと。緑化にあたっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、良好な周辺景観との調和を図る。こと。 2 住宅地にあっては、周辺の樹木と調和のとれた生垣や樹木とするよう配慮する。こと。	
	工作物の新設又は移転等	配置、規模及び高さ	1 良好な周辺景観との調和に配慮した配置、規模及び高さとする。こと。 2 山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないよう配慮した配置及び高さとする。こと。 3 原則として、道路の境界線から1m以上後退した配置とする。こと。 4 行為地の周辺に山林等樹木が多くある場合は、周辺の樹木の高さに配慮した高さとする。こと。 5 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用する。こと。
		形態及び意匠	1 良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とする。こととともに、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とする。こと。 2 道路等の公共の場所に面する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせないよう配慮した形態及び意匠とする。こと。 3 外観に光源等の装飾を施す場合は、使用する位置や量等に配慮する。こと。 商業地域以外の地域にあっては、その光源等が形成する面積が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の5分の1を超えないこと。

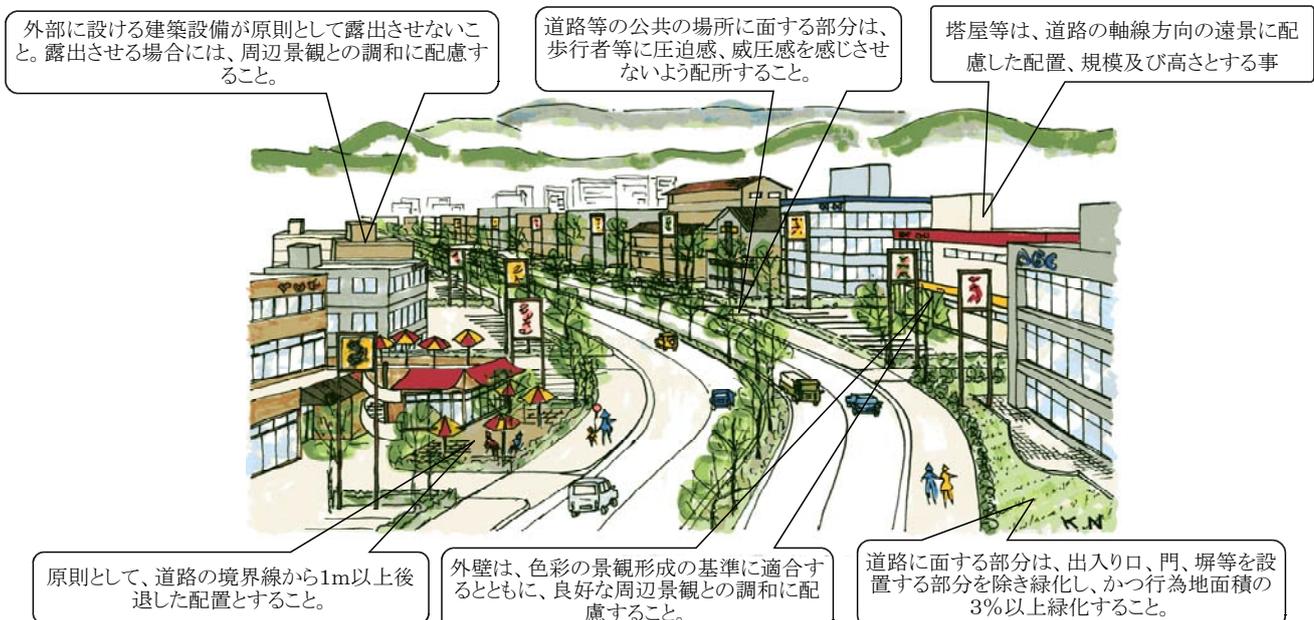
	色彩	1 色彩は、別に定める色彩に関する景観形成の基準(表1・3)に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮すること。 2 多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに配慮すること。
	素材	1 良好な周辺景観との調和に配慮した素材を使用し、特に反射光のある素材を使用する場合は使用する位置や量等に配慮すること。
	緑化	1 行為地が道路に面する部分は、出入口、門、塀等を設置する部分を除き、樹木等により緑化し、かつ、行為地内の緑化面積※3は行為地面積の3%以上とすること。緑化にあたっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図ること。 2 住宅地にあっては、周辺の樹木と調和のとれた生垣や樹木とするよう配慮すること。
	開発行為	1 できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なり面又は擁壁が生じないように配慮すること。 2 のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を図ること。緑化にあたっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図ること。 3 擁壁は、良好な周辺景観と調和した形態及び素材又は前面に緑化を図るなど配慮すること。 4 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用すること。 5 塀・柵等を設ける場合にあっては、良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とするとともに、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とすること。又その色彩は、別に定める色彩に関する景観形成の基準(表1・3)に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮すること。
土地の形質の変更	方法	土石の採取、鉱物の掘採にあっては、 1 周辺からは目立ちにくいよう、採取等の位置、方法を工夫し、原則として、行為地周囲の緑化を行うこと。緑化にあたっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図ること。 2 採取、掘採後は、周辺の植生と調和した緑化を図ること。 土地の開墾、その他の土地の形質の変更にあつては、 3 できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なり面又は擁壁が生じないように配慮すること。 4 のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を図ること。緑化にあたっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図ること。 5 擁壁は、良好な周辺景観と調和した形態及び素材又は前面に緑化を図るなど配慮すること。 6 原則として、行為地周囲の緑化を行うこと。緑化にあたっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図ること。 (共通) 7 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全すること。 8 塀・柵等を設ける場合にあっては、良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とするとともに、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とすること。又その色彩は、別に定める色彩に関する景観形成の基準(表1・3)に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮すること。
物件の堆積	方法	1 道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模とするよう配慮すること。 2 高さを可能な限り抑えるとともに、整然とした物件の堆積を行うよう配慮すること。 3 行為地周囲の緑化を行うなど、原則として、周囲の道路等からの遮へいを行うこと。緑化にあたっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図ること。 4 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全すること。 5 塀・等を設ける場合にあっては、良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とするとともに、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とすること。又その色彩は、別に定める色彩に関する景観形成の基準(表1・3)に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮すること。

※1 主要な視点場とは、「まほろば眺望スポット百選」等に定められたもの、奈良景観資産に登録されたもののうち眺望に関わるもの。

※2 建築設備とは、建築基準法第2条第3号に規定する建築設備をいう。ただし、煙突及び避雷針は除く。

※3 緑化面積とは、奈良県風致地区条例施行規則第5条第1項の規定の例により算定した植栽面積をいう。

【広域幹線沿道の景観形成のイメージ】



○第1種・第2種特定区域（第1種特定区域と広第2種特定区域の景観形成の基準は、次の内容です。）

行為	事項	基準
共通		1 景観上重要な山々や丘陵、歴史的な遺産等に対する主要な視点場※1からの眺望に配慮すること。 2 地域の個性を尊重し、地域の景観に与える違和感や雑然さを軽減するよう努め、地域全体として調和のとれたものとなるよう配慮すること。 3 行為地内に複数の建築物、工作物等を設ける場合は、全体として調和のとれたものとなるよう配慮すること。
建築物の新築又は移転等	配置、規模及び高さ	1 良好な周辺景観との調和に配慮した配置、規模及び高さとする。こと。 2 塔屋等は、道の軸線方向の遠景に配慮した配置、規模及び高さとする。こと。 3 歴史的な街並み等街路景観が整っている地域にあっては、周辺との連続性に配慮した配置とする。こと。その他の地域にあっては、原則として、道路の境界線から1m以上後退した配置とする。こと。 4 行為地の周辺に山林等樹木が多くある場合は、周辺の樹木の高さに配慮した高さとする。こと。 5 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用する。こと。
	形態及び意匠	(第1種・第2種特定区域) 1 良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とするとともに、建築物全体としてバランスのとれた形態及び意匠とする。こと。 2 塔屋等は、道の軸線方向の遠景に配慮した形態及び意匠とする。こと。 3 道路等の公共の場所に面する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせないよう配慮した形態及び意匠とする。こと。 4 外壁又は屋上など外部に設ける建築設備※2は、原則として、露出させないようにする。こと。やむを得ず露出させる場合には、建築物本体及び良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とする。こと。 5 屋外階段、ベランダ等を設ける場合は、これらを含む建築物全体の調和に配慮する。こと。 (第1種特定区域) 6 外観に光源等の装飾を施す場合は、使用する位置や量等に配慮する。こと。商業地域以外の地域にあっては、その光源等が形成する面積が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の5分の1を超えないこと。又特に点滅する光源の設置は、原則として、避ける。こと。 7 原則として、勾配屋根とする。こと。※3 (第2種特定区域) 8 外観に光源等の装飾を施す場合は、使用する位置や量等に配慮する。こと。商業地域以外の地域にあっては、その光源等が形成する面積が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の5分の1を超えないこと。又特に高さ5mを超える点滅する光源の設置は、原則として、避ける。こと。
	色彩	1 色彩は、別に定める色彩に関する景観形成の基準(表1～3)に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮する。こと。 2 多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに配慮する。こと。
	素材	1 良好な周辺景観との調和に配慮した素材を使用し、特に反射光のある素材を使用する場合は使用する位置や量等に配慮する。こと。 2 地域の景観特性を特徴づけている伝統的素材(木、土、漆喰等)の活用に配慮する。こと。※3
	緑化	1 行為地が道路に面する部分は、出入口、門、塀等を設置する部分を除き、樹木等により緑化し、かつ、行為地内の緑化面積※4は行為地面積の3%以上とすること。緑化にあたっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、良好な周辺景観との調和を図る。こと。 2 住宅地にあっては、周辺の樹木と調和のとれた生垣や樹木とするよう配慮する。こと。
工作物の新設又は移転等	配置、規模及び高さ	1 良好な周辺景観との調和に配慮した配置、規模及び高さとする。こと。 2 原則として、道路の境界線から1m以上後退した配置とする。こと。 3 行為地の周辺に山林等樹木が多くある場合は、周辺の樹木の高さに配慮した高さとする。こと。 4 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用する。こと。
	形態及び意匠	(第1種・第2種特定区域) 1 良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とするとともに、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とする。こと。 2 道路等の公共の場所に面する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせないよう配慮した形態及び意匠とする。こと。 (第1種特定区域) 3 外観に光源等の装飾を施す場合は、使用する位置や量等に配慮する。こと。商業地域以外の地域にあっては、その光源等が形成する面積が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の5分の1を超えないこと。又特に点滅する光源の設置は、原則として、避ける。こと。 (第2種特定区域) 4 外観に光源等の装飾を施す場合は、使用する位置や量等に配慮する。こと。商業地域以外の地域にあっては、その光源等が形成する面積が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の5分の1を超えないこと。又特に高さ5mを超える点滅する光源の設置は、原則として、避ける。こと。
工作物の新設又は	色彩	1 色彩は、別に定める色彩に関する景観形成の基準(表1～3)に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮する。こと。 2 多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに配慮する。こと。
	素材	1 良好な周辺景観との調和に配慮した素材を使用し、特に反射光のある素材を使用する場合は使用する位置や量等に配慮する。こと。
	緑化	1 行為地が道路に面する部分は、出入口、門、塀等を設置する部分を除き、樹木等により緑化し、かつ、行為地内の緑化面積※4は行為地面積の3%以上とすること。緑化にあたっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図る。こと。

移転等		2 住宅地にあつては、周辺の樹木と調和のとれた生垣や樹木とするよう配慮すること。
開発行為	方法	1 できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なり面又は擁壁が生じないよう配慮すること。 2 のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を図ること。緑化にあつては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図ること。 3 擁壁は、良好な周辺景観と調和した形態及び素材又は前面に緑化を図るなど配慮すること。 4 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用すること。 5 塀・柵等を設ける場合にあつては、良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とするとともに、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とすること。又その色彩は、別に定める色彩に関する景観形成の基準(表1～3)に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮すること。
土地の形質の変更	方法	土石の採取、鉱物の掘採にあつては、 1 周辺からは目立ちにくいよう、採取等の位置、方法を工夫し、原則として、行為地周囲の緑化を行うこと。緑化にあつては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図ること。 2 採取、掘採後は、周辺の植生と調和した緑化を図ること。 土地の開墾、その他の土地の形質の変更にあつては、 3 できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なり面又は擁壁が生じないよう配慮すること。 4 のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を図ること。緑化にあつては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図ること。 5 擁壁は、良好な周辺景観と調和した形態及び素材又は前面に緑化を図るなど配慮すること。 6 原則として、行為地周囲の緑化を行うこと。緑化にあつては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図ること。 (共通) 7 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全すること。 8 塀・柵等を設ける場合にあつては、良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とするとともに、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とすること。又その色彩は、別に定める色彩に関する景観形成の基準(表1～3)に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮すること。
物件の堆積	方法	1 道路等の公共空間から見にくい位置及び規模とするよう配慮すること。 2 高さを可能な限り抑えとともに、整然とした物件の堆積を行うよう配慮すること。 3 行為地周囲の緑化を行うなど、原則として、周囲の道路等からの遮へいを行うこと。緑化にあつては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図ること。 4 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全すること。 5 塀・柵等を設ける場合にあつては、良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とするとともに、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とすること。又その色彩は、別に定める色彩に関する景観形成の基準(表1～3)に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮すること。

- ※1 主要な視点場とは、「まほろば眺望スポット百選」等に定められたもの、奈良景観資産に登録されたもののうち眺望に関わるもの。
- ※2 建築設備とは、建築基準法第2条第3号に規定する建築設備をいう。ただし、煙突及び避雷針は除く。
- ※3 主要地方道大和高田斑鳩線の沿道を除く。
- ※4 緑化面積とは、奈良県風致地区条例施行規則第5条第1項の規定の例により算定した植栽面積をいう。

【第1種特定区域沿道の景観形成のイメージ】

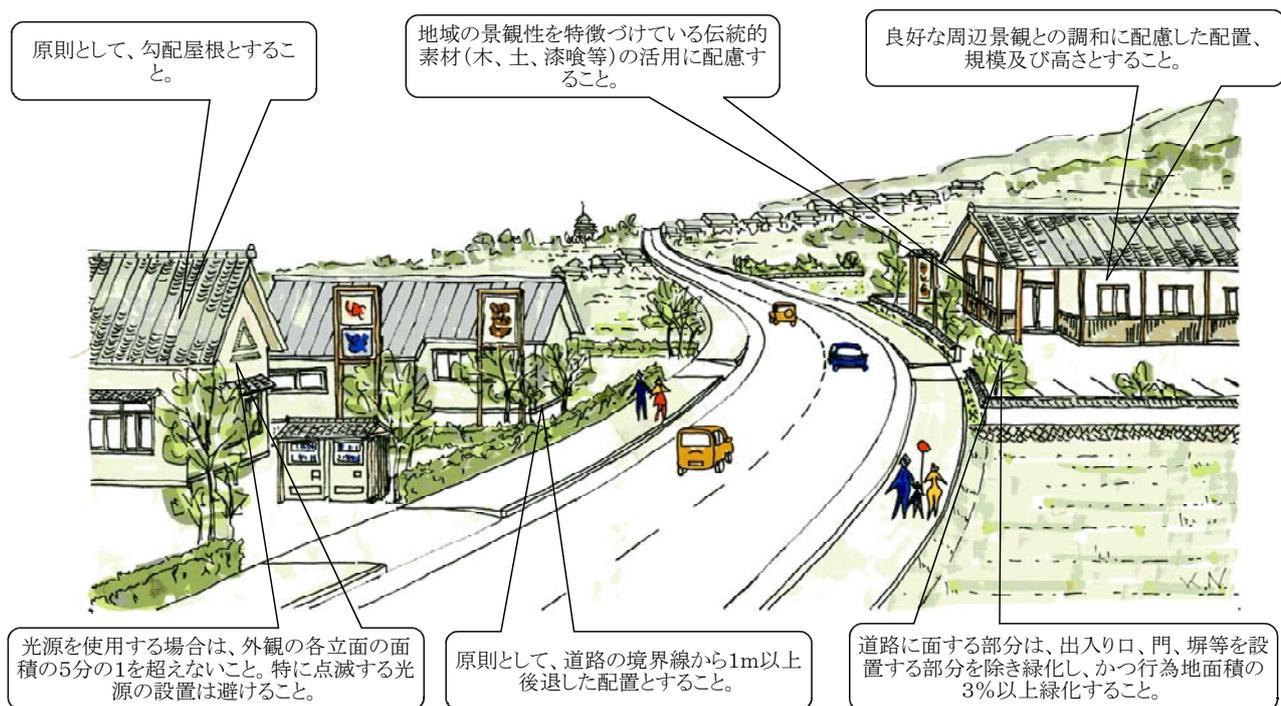


表1 色彩基準【一般区域】【重点景観形成区域—第2種特定区域、広域幹線沿道区域】

種類	基調色												強調色			
	適用区分	自然系地域			住居系地域			工業系地域			商業系地域			全ての地域区分		
		右記以外の区域			住居系用途地域の区域 (*1)			工業系用途地域の区域 (*2)			商業系用途地域の区域 (*3)					
色相区分	明度	彩度	備考	明度	彩度	備考	明度	彩度	備考	明度	彩度	備考	明度	彩度	備考	
建築物の外壁・工作物の外観	0.0R(10RP)～4.9R	8.0を超える	—	使用不可	8.0以上	1.0以下		8.0以上	1.0以下		8.0以上	1.0以下		・全明度使用可 ・全彩度使用可	・各立面の面積の1/5(高さ31m超又は建築面積3000㎡超の建築物等の場合は1/10)の面積まで使用可 ・周辺の景観との調和や基調色との調和を考慮し、主に建築物等の中低層部で用いるようにする。	
		5.0以上8.0以下	1.0以下		5.0以上8.0未満	2.0以下		5.0以上8.0未満	2.0以下		5.0以上8.0未満	2.0以下				
		5.0未満	2.0以下		5.0未満	2.0以下		5.0未満	1.0以下		5.0未満	2.0以下				
	5.0R～9.9R	8.0を超える	—	使用不可	8.0以上	1.0以下		8.0以上	1.0以下		8.0以上	1.0以下				
		5.0以上8.0以下	2.0以下		5.0以上8.0未満	2.0以下		5.0以上8.0未満	2.0以下		5.0以上8.0未満	4.0以下				
		5.0未満	3.0以下		5.0未満	4.0以下		5.0未満	1.0以下		5.0未満	4.0以下				
	0.0YR(10R)～4.9YR	8.0を超える	—	使用不可	8.0以上	2.0以下		8.0以上	2.0以下		8.0以上	2.0以下				
		5.0以上8.0以下	2.0以下		5.0以上8.0未満	3.0以下		5.0以上8.0未満	3.0以下		5.0以上8.0未満	4.0以下				
		5.0未満	4.0以下		5.0未満	6.0以下		5.0未満	2.0以下		5.0未満	6.0以下				
	5.0YR～9.9YR	8.0を超える	—	使用不可	8.0以上	3.0以下		8.0以上	3.0以下		8.0以上	3.0以下				
		5.0以上8.0以下	3.0以下		5.0以上8.0未満	4.0以下		5.0以上8.0未満	4.0以下		5.0以上8.0未満	6.0以下				
		5.0未満	4.0以下		5.0未満	6.0以下		5.0未満	3.0以下		5.0未満	6.0以下				
	0.0Y(10YR)～5.0Y	8.0を超える	—	使用不可	8.0以上	3.0以下		8.0以上	3.0以下		8.0以上	3.0以下				
		5.0以上8.0以下	3.0以下		5.0以上8.0未満	4.0以下		5.0以上8.0未満	4.0以下		5.0以上8.0未満	6.0以下				
5.0未満		4.0以下		5.0未満	6.0以下		5.0未満	3.0以下		5.0未満	6.0以下					
5.1Y～9.9Y	8.0を超える	—	使用不可	8.0以上	2.0以下		8.0以上	2.0以下		8.0以上	2.0以下					
	5.0以上8.0以下	2.0以下		5.0以上8.0未満	3.0以下		5.0以上8.0未満	3.0以下		5.0以上8.0未満	4.0以下					
	5.0未満	4.0以下		5.0未満	6.0以下		5.0未満	2.0以下		5.0未満	6.0以下					
その他の色相	8.0を超える	—	使用不可	8.0以上	1.0以下		8.0以上	1.0以下		8.0以上	1.0以下					
	5.0以上8.0以下	1.0以下		5.0以上8.0未満	2.0以下		5.0以上8.0未満	2.0以下		5.0以上8.0未満	2.0以下					
	5.0未満	2.0以下		5.0未満	2.0以下		5.0未満	1.0以下		5.0未満	2.0以下					
無彩色	8.0を超える	—	使用不可	8.0以上	0	使用可	8.0以上	0	使用可	8.0以上	0	使用可				
	5.0以上8.0以下	0	使用可	5.0以上8.0未満	0	使用可	5.0以上8.0未満	0	使用可	5.0以上8.0未満	0	使用可				
	5.0未満	0	使用可	5.0未満	0	使用可	5.0未満	0	使用可	5.0未満	0	使用可				
建築物の屋根	0.0R(10RP)～4.9R	—	—	使用不可	7.0以下	2.0以下		7.0以下	2.0以下		7.0以下	2.0以下				
	5.0R～9.9R	—	—	使用不可	7.0以下	2.0以下		7.0以下	2.0以下		7.0以下	2.0以下				
	0.0YR(10R)～4.9YR	7.0以下	1.0以下		7.0以下	2.0以下		7.0以下	2.0以下		7.0以下	4.0以下				
	5.0YR～9.9YR	7.0以下	2.0以下		7.0以下	3.0以下		7.0以下	3.0以下		7.0以下	6.0以下				
	0.0Y(10YR)～5.0Y	7.0以下	2.0以下		7.0以下	3.0以下		7.0以下	3.0以下		7.0以下	6.0以下				
	5.1Y～9.9Y	7.0以下	1.0以下		7.0以下	2.0以下		7.0以下	2.0以下		7.0以下	4.0以下				
	その他の色相	—	—	使用不可	7.0以下	2.0以下		7.0以下	2.0以下		7.0以下	2.0以下				
無彩色	7.0以下	0	使用可	7.0以下	0	使用可	7.0以下	0	使用可	7.0以下	0	使用可				

(注) 建築物の屋根の色彩には、陸屋根の防水層の色彩を含む。

(注) 工作物には、開発行為、土地の形質の変更、物件の堆積にともなう柵・塀の新設等を含む。

*1 住居系用途地域：第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域

*2 工業系用途地域：準工業地域、工業地域、工業専用地域

*3 商業系用途地域：近隣商業地域、商業地域

表2 色彩基準【重点景観形成区域—第1種特定区域】

種類	色相区分	基調色			強調色1			強調色2		
		明度	彩度	備考	明度	彩度	備考	明度	彩度	備考
建築物の外壁・工作物の外観	0.0R(10RP)～4.9R	8.0を超える 5.0以上8.0以下 5.0未満	— 1.0以下 2.0以下	使用不可	全明度使用可	8.0以下	・各立面の面積の1/5(高さ31m超又は建築面積3000㎡超の建築物等の場合は1/10)の面積*まで使用可 ※強調色1と強調色2を合算した面積 ・周辺の景観との調和や基調色との調和を考慮し、主に建築物等の中低層部で用いるようにする。	全明度使用可	全彩度使用可	
	5.0R～9.9R	8.0を超える 5.0以上8.0以下 5.0未満	— 2.0以下 3.0以下	使用不可						
	0.0YR(10R)～4.9YR	8.0を超える 5.0以上8.0以下 5.0未満	— 2.0以下 4.0以下	使用不可						
	5.0YR～9.9YR	8.0を超える 5.0以上8.0以下 5.0未満	— 3.0以下 4.0以下	使用不可						
	0.0Y(10YR)～5.0Y	8.0を超える 5.0以上8.0以下 5.0未満	— 3.0以下 4.0以下	使用不可						
	5.1Y～9.9Y	8.0を超える 5.0以上8.0以下 5.0未満	— 2.0以下 4.0以下	使用不可						
	その他の色相	8.0を超える 5.0以上8.0以下 5.0未満	— 1.0以下 2.0以下	使用不可						
	無彩色	8.0を超える 5.0以上8.0以下 5.0未満	— 0 0	使用不可 使用可 使用可						
建築物の屋根	0.0R(10RP)～4.9R	—	—	使用不可	全明度使用可	8.0以下	・各立面の面積の1/5(高さ31m超又は建築面積3000㎡超の建築物等の場合は1/10)の面積*まで使用可 ※強調色1と強調色2を合算した面積 ・周辺の景観との調和や基調色との調和を考慮し、主に建築物等の中低層部で用いるようにする。	全明度使用可	全彩度使用可	
	5.0R～9.9R	—	—	使用不可						
	0.0YR(10R)～4.9YR	7.0以下	1.0以下							
	5.0YR～9.9YR	7.0以下	2.0以下							
	0.0Y(10YR)～5.0Y	7.0以下	2.0以下							
	5.1Y～9.9Y	7.0以下	1.0以下							
	その他の色相	—	—	使用不可						
鉄筋コンクリート造の柱等の外観	5.0YR～5.0Y	3.0以下	2.0以下		全明度使用可	8.0以下	・各立面の面積の1/5(高さ31m超又は建築面積3000㎡超の建築物等の場合は1/10)の面積*まで使用可 ※強調色1と強調色2を合算した面積 ・周辺の景観との調和や基調色との調和を考慮し、主に建築物等の中低層部で用いるようにする。	全明度使用可	全彩度使用可	
	その他の色相	—	—	使用不可						
自動販売機の外観	5.0YR～5.0Y	8.0以下	2.0以下		全明度使用可	8.0以下	・各立面の面積の1/5(高さ31m超又は建築面積3000㎡超の建築物等の場合は1/10)の面積*まで使用可 ※強調色1と強調色2を合算した面積 ・周辺の景観との調和や基調色との調和を考慮し、主に建築物等の中低層部で用いるようにする。	全明度使用可	全彩度使用可	
	その他の色相	—	—	使用不可						
	無彩色	8.0以下	0	使用可						

(注) 建築物の屋根の色彩には、陸屋根の防水層の色彩を含む。

(注) 工作物には、開発行為、土地の形質の変更、物件の堆積にともなう柵・塀の新設等を含む。

(注) 鉄筋コンクリート造の柱等とは、鉄柱、木柱その他これらに類するものも含む。

表3 色彩基準【適用除外】

※一般区域、重点景観形成区域共通

<p>・地区計画や建築協定等によって、独自の景観・まちづくりが進められている地域で、色彩についても協定等に独自の内容が定められている場合は、景観計画に定める「良好な景観形成に関する方針」に反しない範囲において、この色彩基準によらないことができる。</p> <p>・木材や地場の石材等の自然素材色は、施行直後には色彩基準の範囲に含まれていなくても、経年変化によって風格ある穏やかな色調に変色することが多いことから、この色彩基準によらないことができる。</p> <p>・他の法令によって色彩が規定されているものについては、この色彩基準によらないことができる。</p>

■ 強調色を1/5使用した場合

CIカラーに加え、建物の形態等にあわせてアクセントなどを導入することができ、必要かつ十分なデザイン表現が可能

エントランス、低層部など、外観の一部に高彩度色を用いることができ、華やかさのある外観を形成することができる。

— 高さ31m又は建築面積3,000㎡超に適用 —

■ 強調色を1/10使用した場合

高彩度色はCIカラーなど店舗の独自性を表現する色彩などに限られ、店舗外観としてはやや変化に乏しいものになる可能性がある。

アクセントはエントランスや外壁の一部(図ではスラブ面)に限られるが、集合住宅としては、十分に变化のある表現が可能である。

【参考1】 色彩基準について

○色彩基準の考え方

・一般に色彩を、赤や青、黄などの色名で表記します。しかし色名による表現は捉え方に個人差があり、一つの色を正確かつ客観的に表すことはできません。このため、景観計画における色彩基準の策定・運用にあたっては、日本工業規格（JIS Z8721 色の表示方法—三属性による表示）にも採用されている国際的な尺度である「マンセル表色系」を採用しています。

○色相（しきそう）

・色相は、いろあいを表します。10種の基本色（赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫）の頭文字をとったアルファベット（R、YR、Y、GY、G、BG、B、PB、P、RP）とその割合を示す0から10までの数字を組み合わせて、10Rや5Rなどのように表記します。また10RPは0R、10Rは0YRと同意です

○明度（めいど）

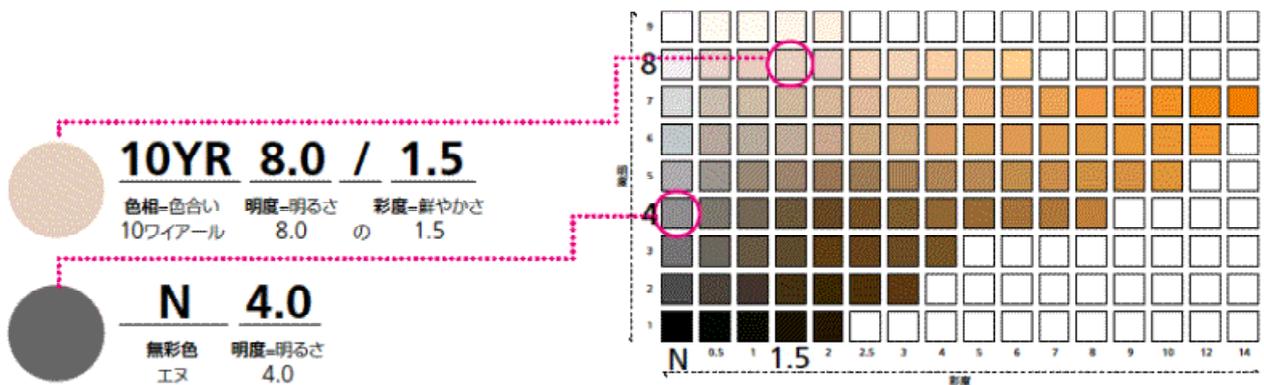
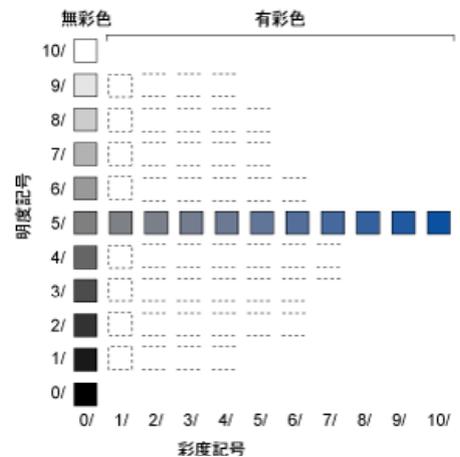
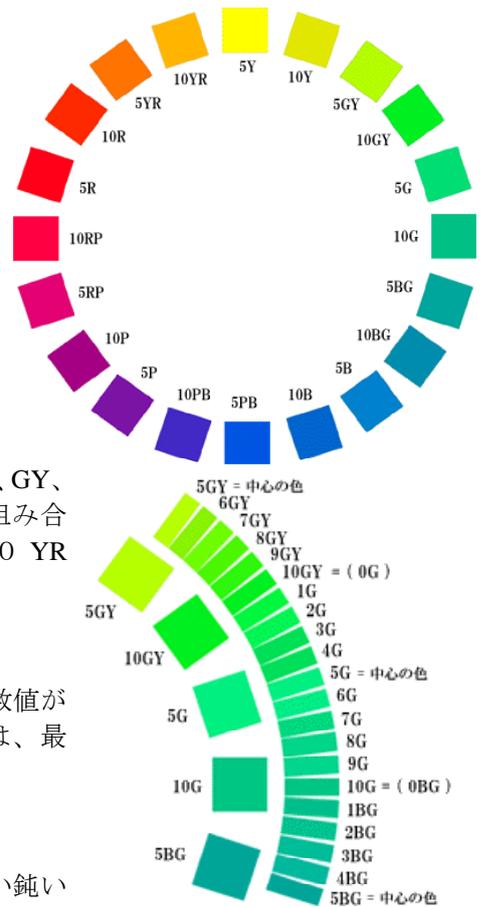
・明度は、色の明るさを0から10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり10に近くなります。実際には、最も明るい白で明度9.5程度、最も暗い黒で明度1.0程度です。

○彩度（さいど）

・彩度は、鮮やかさを0から14程度までの数値で表します。色味のない鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は0になります。逆に鮮やかな色彩ほど数値が大きくなり赤の原色は14程度です。最も鮮やかな色彩の彩度値は色相によって異なり、赤や橙などは14程度、青緑や青などは8程度です。

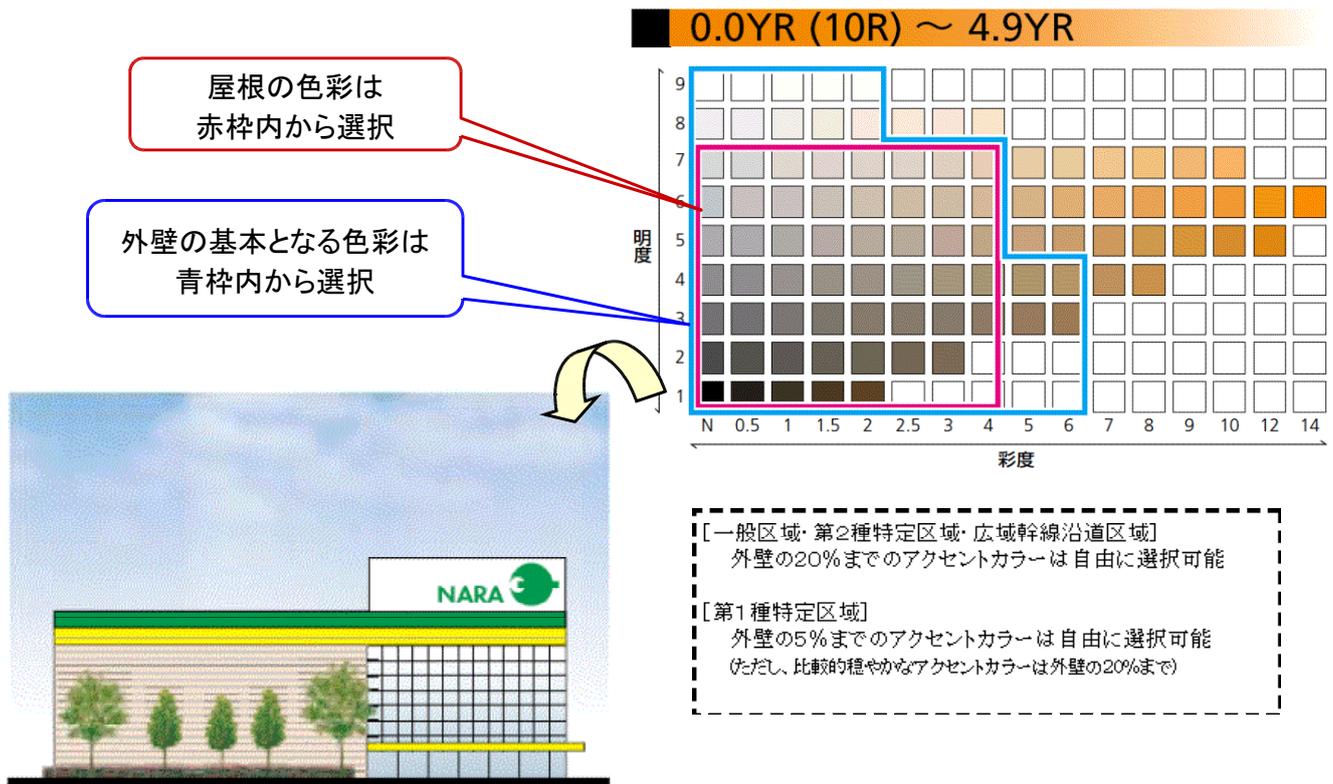
○マンセル値

・マンセル値は、これら3つの属性を組み合わせて表記する記号です。有彩色は、色相、明度／彩度を組み合わせて表記し、無彩色はニュートラルを表すNと明度を組み合わせて表記します。



【マンセル値の表記例】

○色彩に関する景観形成基準の例

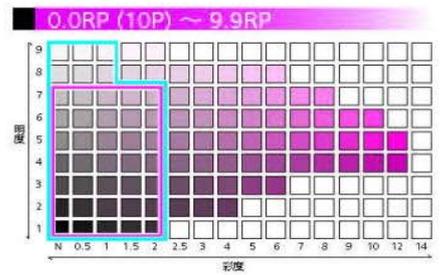
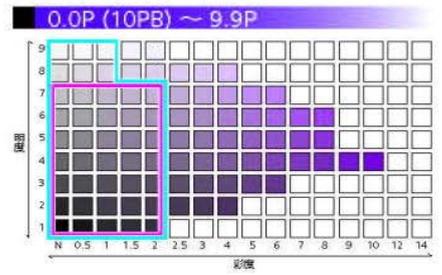
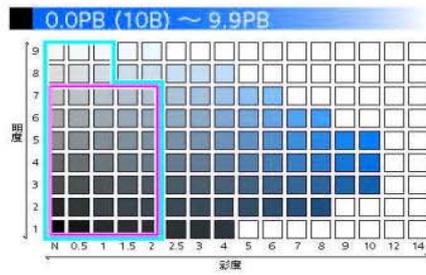
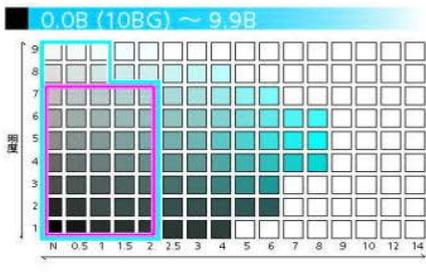
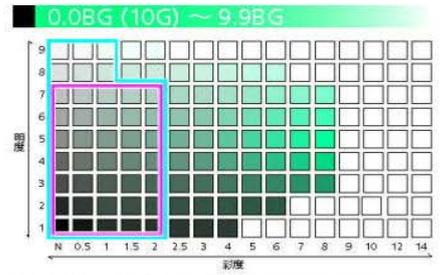
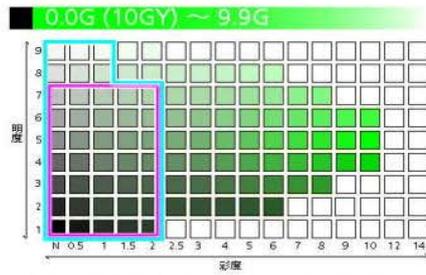
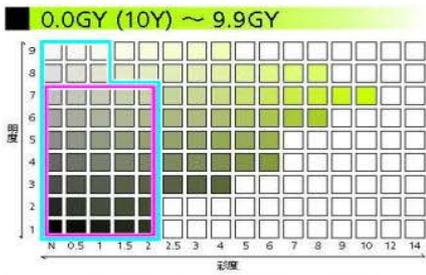
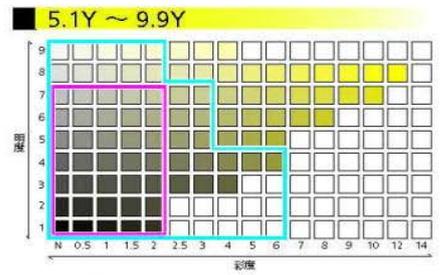
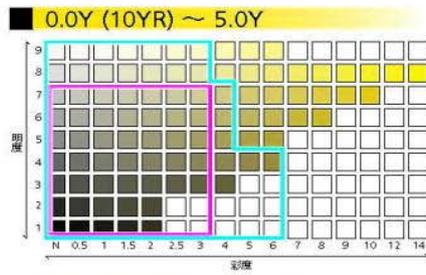
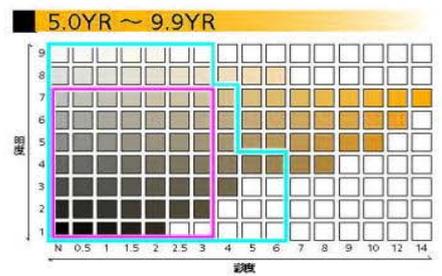
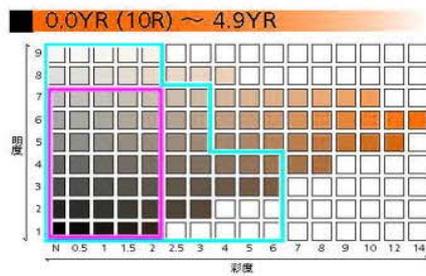
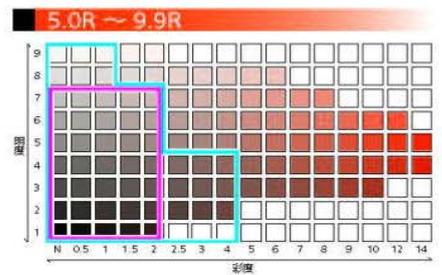
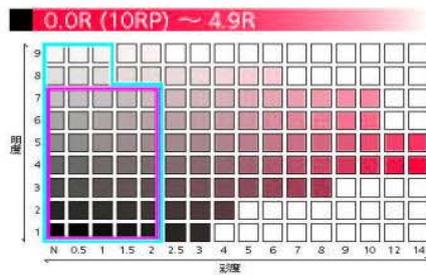


○色彩基準適用区分の考え方

色彩基準の適用区分の考え方は以下のとおりです。

景観づくり基本方針の区分		色彩基準適用区分	都市計画等による区分	区分ごとの色彩基準の考え方	
				外壁基調色	屋根基調色
一般区域 第2種特定区域 広域幹線沿道区域	市街地景観	■ 住居計地域	第1種・第2種低層住居専用地域／第1種・第2種中高層住居専用地域／第1種・第2種住居地／準住居地域	暖かく落ち着いた住宅地の街並みを保全・創出する基準	暖かさや落ち着きの中にも適度な変化のある屋根景観を保全・創出する基準
		■ 工業系地域	準工業地域 工業地域 工業専用地域	整然とした端正な工業地のまち並みを保全・創出する基準	緩かさや落ち着きの中にも適度な変化のある屋根景観を保全・創出する基準
		■ 商業系地域	近隣商業地域 商業地域	賑わいの中にも品格や秩序のあるまち並みを保全・創出する基準	賑わいの中にも品格や秩序のある屋根景観を保全・創出する基準
	自然・風土景観	■ 自然系地域	上記以外の地域 (市街化調整区域・都市計画区域外)	自然景観に融和し、自然が引き立つ色彩景観を保全・創出する基準	緑や山並みの中に融和した屋根景観を保全・創出する基準
第1種特定区域	歴史的景観	■ 山の辺地域沿道区域 ■ 法隆寺地域沿道区域		歴史的文化遺産やのどかな田園のまち並みの連続性や周辺の既存集落との調和を保全・創出する基準	周囲の田園に融和した屋根景観を保全・創出する基準

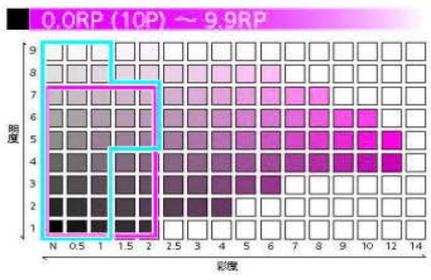
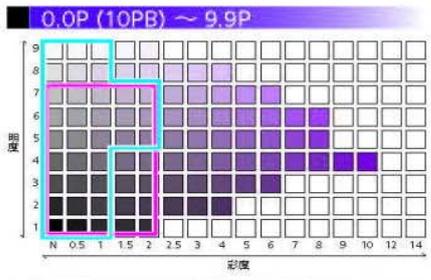
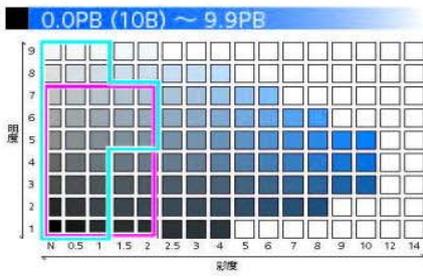
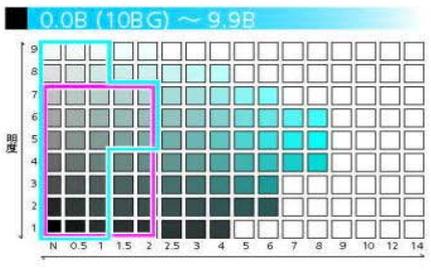
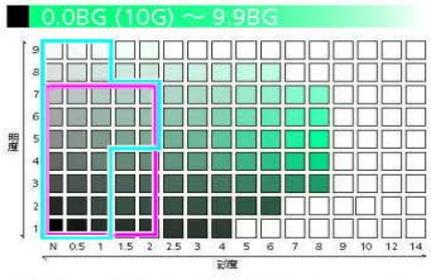
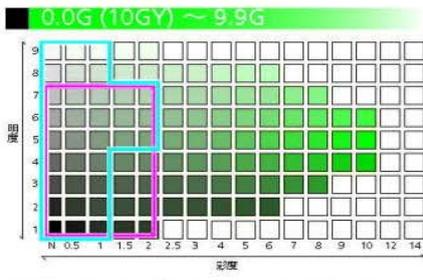
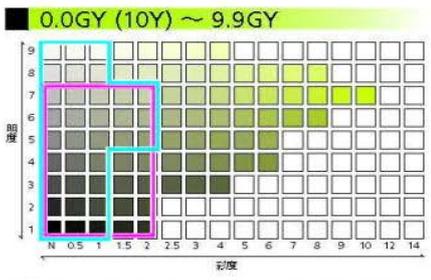
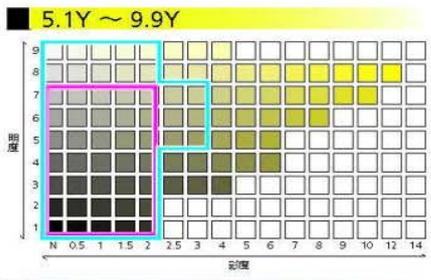
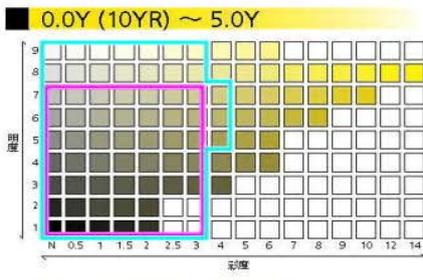
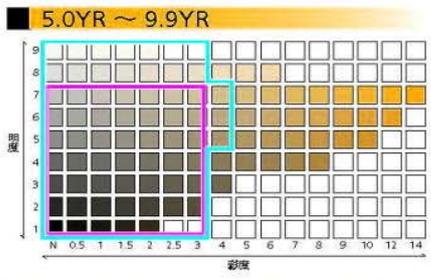
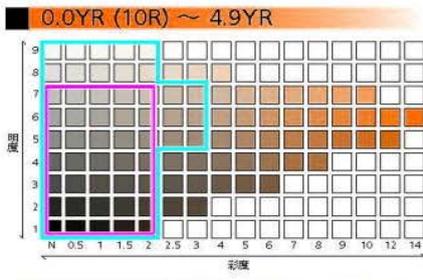
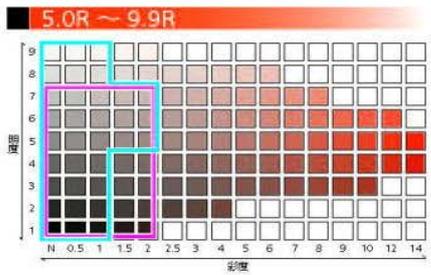
住居系地域



凡例

-  外壁基調色の許容範囲
-  屋根基調色の許容範囲

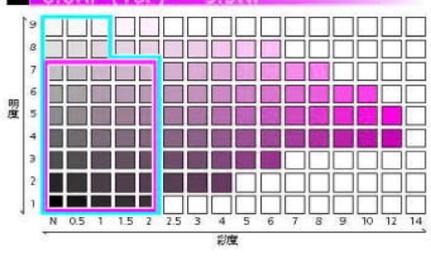
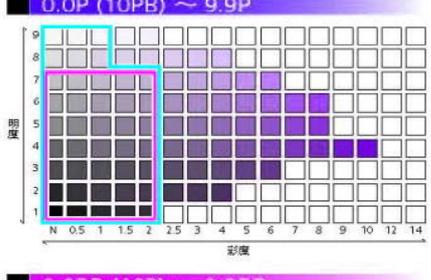
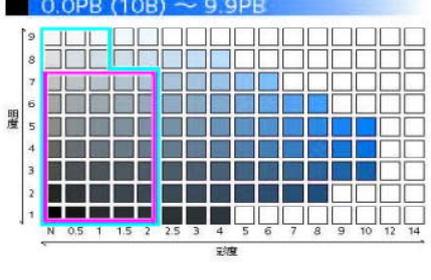
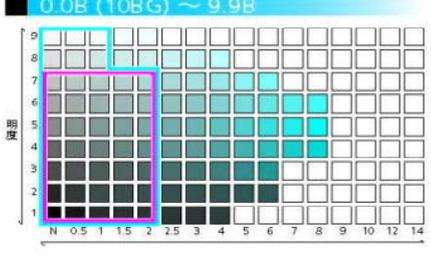
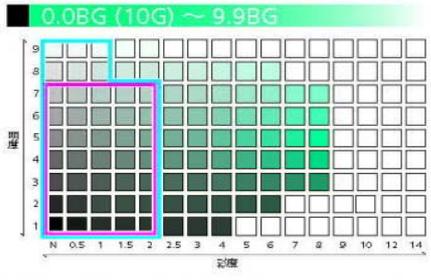
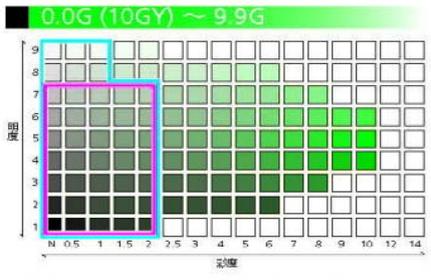
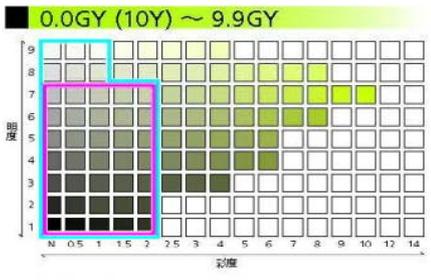
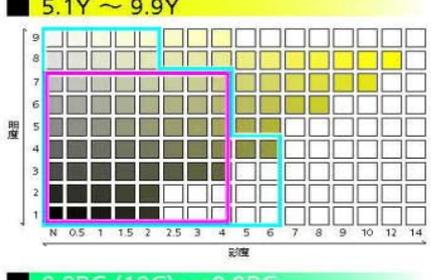
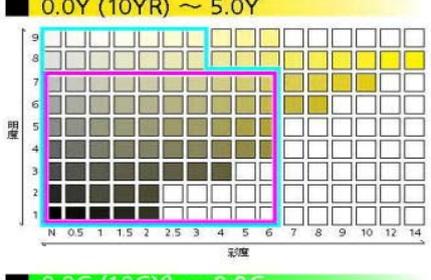
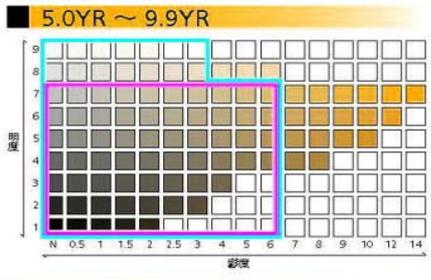
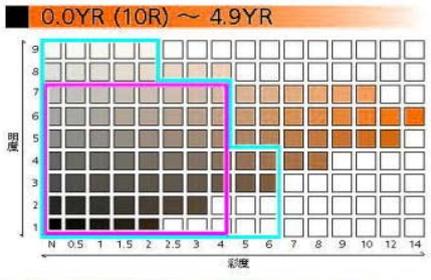
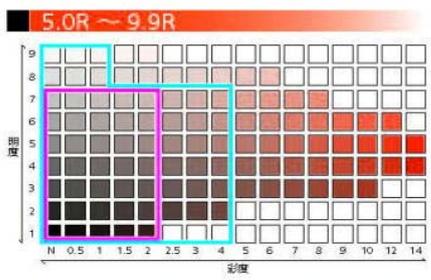
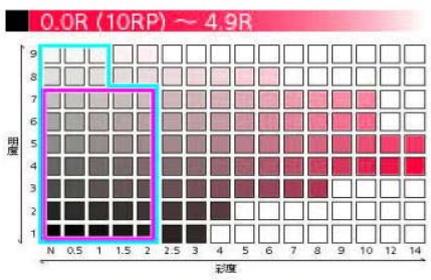
工業系地域



凡例

- 外壁基調色の許容範囲
- 屋根基調色の許容範囲

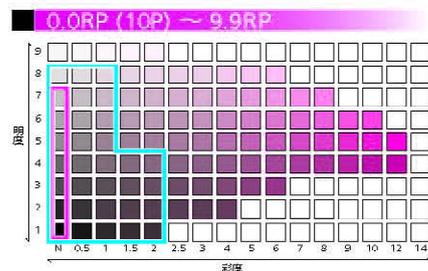
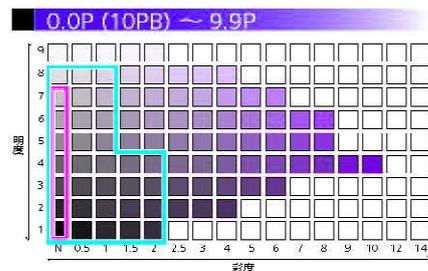
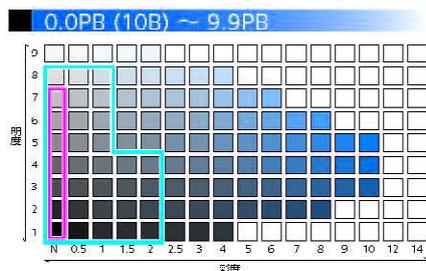
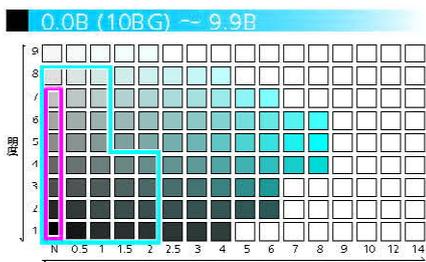
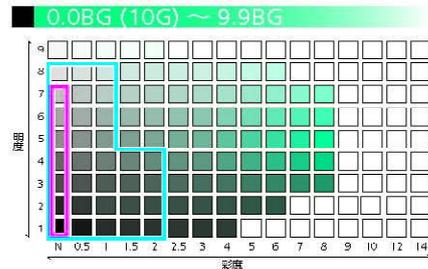
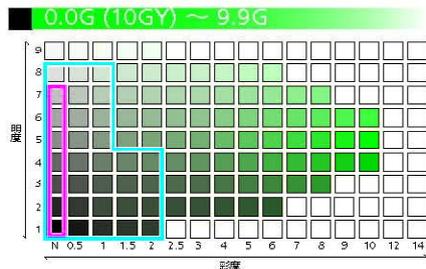
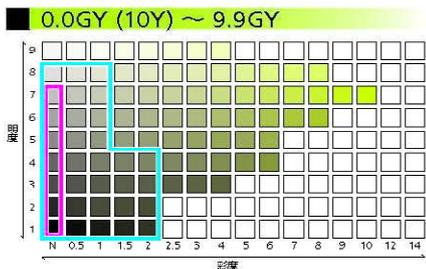
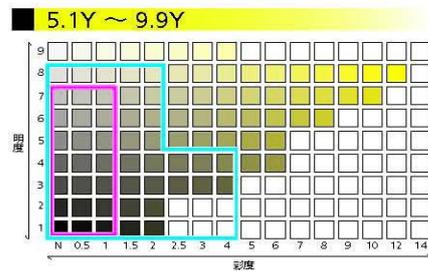
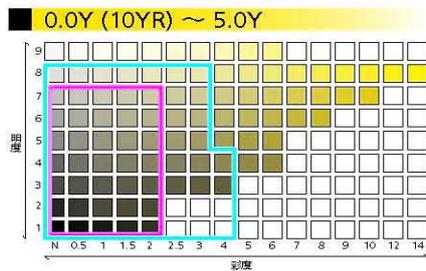
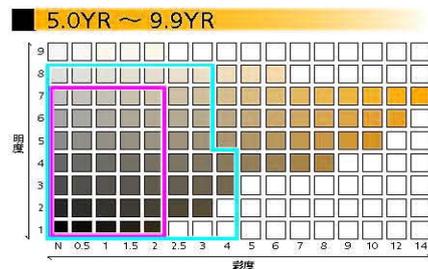
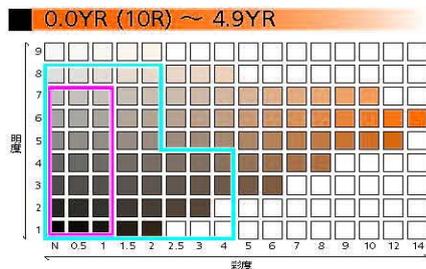
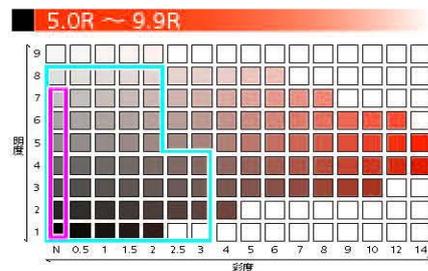
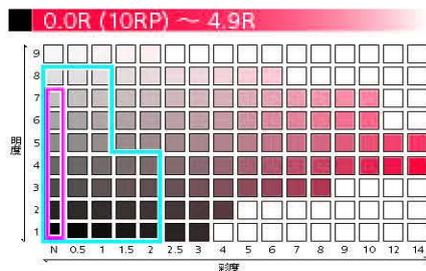
商業系地域



凡例

-  外壁基調色の許容範囲
-  屋根基調色の許容範囲

■ 自然系地域

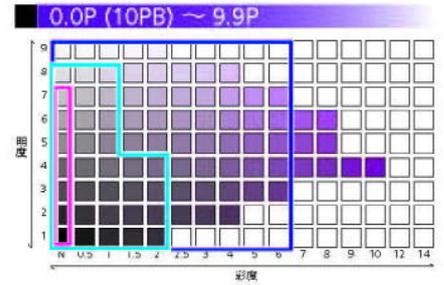
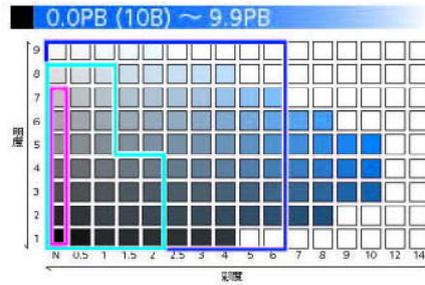
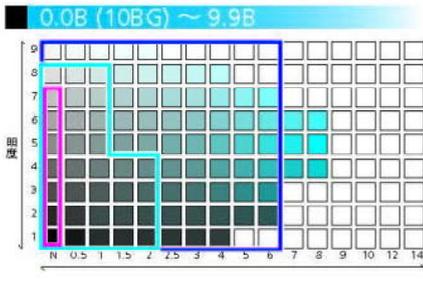
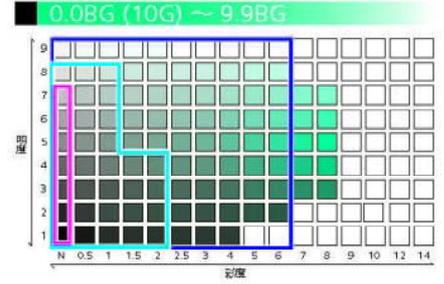
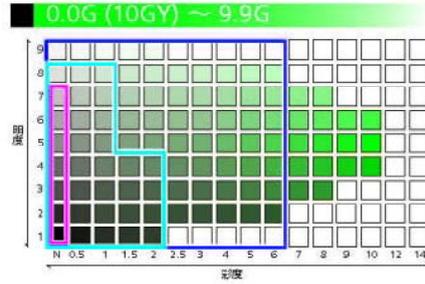
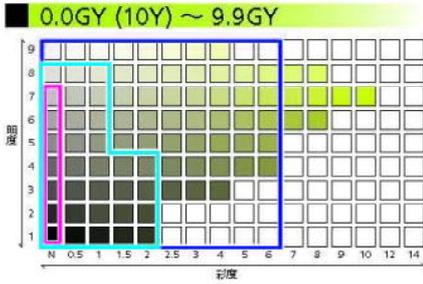
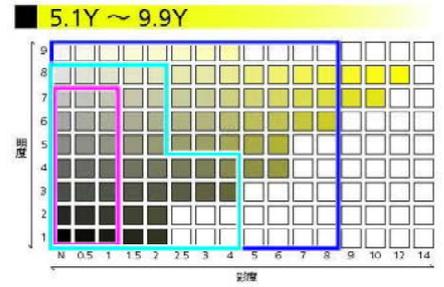
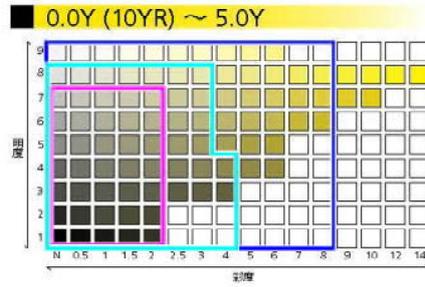
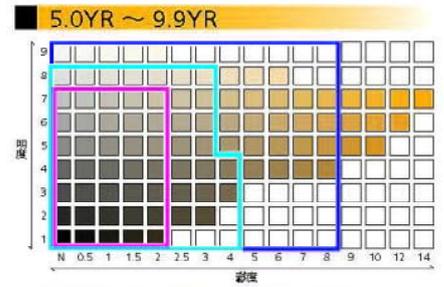
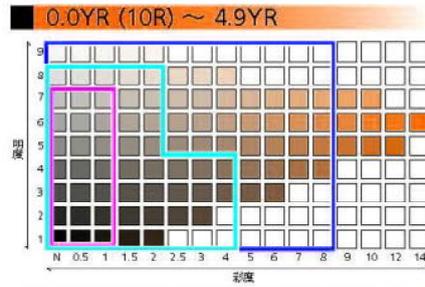
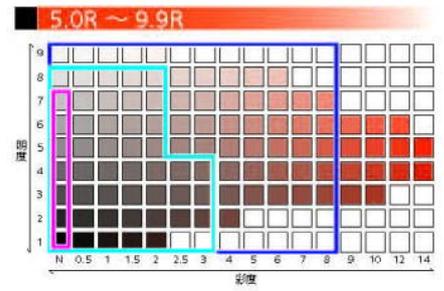
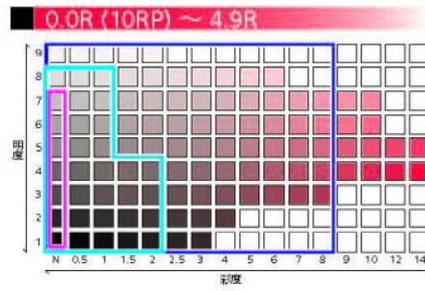


凡例

-  外壁基調色の許容範囲
-  屋根基調色の許容範囲

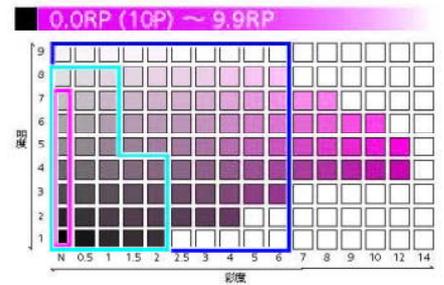
■ 法隆寺地域沿道区域

■ 山の辺地域沿道区域



凡例

-  外壁基調色の許容範囲
-  外壁強調色1の許容範囲
-  屋根基調色の許容範囲



【参考2】景観形成区域について

○景観形成区域

・奈良県景観計画の区域は景観行政団体である市町村（奈良市、橿原市、生駒市、斑鳩町、明日香村）の区域を除く奈良県内全域の区域です。

○重点景観形成区域

・景観形成区域のうち、広域的、先導的な観点から特に重点的に景観形成に取り組むべき区域として、以下の通り重点景観形成区域を定めました。

- ・世界遺産など県を代表する歴史的文化資産が集積する地域の沿道 — 第1種特定区域
- ・県への広域的な玄関口である主要インターチェンジ周辺の沿道 — 第2種特定区域
- ・県内の交通網を形成する広域幹線道路等の沿道 — 広域幹線沿道区域

○第1種特定区域 次に掲げる道路とします。

①法隆寺地域沿道区域

- ・主要地方道大和高田斑鳩線（斑鳩町と河合町の境界から西名阪自動車道法隆寺インターチェンジ（河合町）まで）

②山の辺地域沿道区域

- ・一般国道169号（主要地方道天理環状線との交点から市道巻向川堤防2号線との交点（桜井市）まで）
- ・主要地方道天理環状線（市道川原城下滝本線との交点（天理市）から一般国道169号との交点（天理市）まで）

○第2種特定区域 次に掲げる道路とします。

①郡山インターチェンジ周辺沿道区域

- ・一般国道24号（一般国道25号との交点から中川中町交差点まで）

②法隆寺インターチェンジ周辺沿道区域

- ・主要地方道大和高田斑鳩線（主要地方道天理王寺線との交点から西名阪自動車道法隆寺インターチェンジまで）

③香芝インターチェンジ周辺沿道区域

- ・一般国道168号（市道1-52線との交点から市道5-75号線との交点まで）
- ・主要地方道香芝インター線（全線）

○広域幹線沿道区域 次に掲げる道路とします。

番号	路線名	始点	終点	備考
1	一般国道24号	奈良市と大和郡山市との境界	郡山南インターチェンジ（大和郡山市）	ただし、郡山IC周辺沿道区域を除く
2	一般国道25号	斑鳩町と三郷町の境界	一般国道168号との交点（王寺町）	ただし、斑鳩町区域を除く
3	一般国道168号	平群町と斑鳩町の境界	生駒市と平群町の境界	
4	一般国道168号	市道5-75号線との交点（香芝市）	一般国道25号との交点（王寺町）	ただし、香芝IC周辺沿道区域を除く
5	一般国道169号	中和幹線との交点（桜井市・上之庄交差点）	一般国道165号との交点（桜井市・阿部交差点）	
6	一般国道169号	明日香村と高取町の境界	主要地方道桜井明日香吉野線との交点（大淀町）	
7	主要地方道桜井明日香吉野線	一般国道165号との交点（桜井市）	桜井市と明日香村の境界	
8	一般県道大和郡山広陵線	一般国道25号との交点（大和郡山市）	主要地方道天理王寺線との交点（川西町）	
9	一般県道大和郡山環状線	奈良市と大和郡山市の境界	一般国道25号との交点（大和郡山市）	
10	都市計画道路中和幹線	市道黒崎地内7号線との交点（桜井市）	一般国道165号との交点（香芝市）	ただし、橿原市区域を除く
11	都市計画道路奈良西幹線	市道5-75号線との交点（香芝市）	都市計画道路中和幹線との交点（香芝市）	

※ 事業を行っている道路の区間については、計画線を境界線とします。

※ 行為の計画地が、当該道路と接する場合又は当該道路と接しない場合でその行為地の面積の過半が10mの範囲に含まれる場合は、その行為地全体を区域とみなします。また、行為地が当該道路と接しない場合でその行為地の面積の半分以上が10mの範囲外になる場合は、その行為地の全体を区域外と見なします。

※ 高架橋等を有する区間を除く。

